

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月2日

【会社名】 株式会社足利ホールディングス

【英訳名】 Ashikaga Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 藤澤 智

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

【電話番号】 028-622-8411（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役経営企画部長 松下 正直

【最寄りの連絡場所】 栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

【電話番号】 028-622-8411（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役経営企画部長 松下 正直

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	18,700,000,000円
売出金額	
（オーバーアロットメントによる売出し）	
ブックビルディング方式による売出し	3,382,500,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額ではありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月14日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集55,000,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成25年11月29日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し(オーバーアロットメントによる売出し)8,250,000株の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)
募集又は売出しに関する特別記載事項
- 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	55,000,000株 (注)2	1単元の株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- (注) 1 平成25年11月14日開催の取締役会決議によっております。
- 2 発行数については、平成25年11月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 3 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 上記とは別に、平成25年11月14日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式8,250,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」を参照下さい。
- 5 普通株式のほか、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした優先株式（第1種優先株式及び第2種優先株式）に関して定款に定めております。優先株式は、資本増強に際しての既存株主への影響を考慮したため、議決権の有無に差異があり、議決権はありません。また、1単元の株式数は1株であります。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	55,000,000株	1単元の株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- (注) 1 平成25年11月14日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 上記とは別に、平成25年11月14日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式8,250,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」を参照下さい。
- 4 普通株式のほか、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした優先株式（第1種優先株式及び第2種優先株式）に関して定款に定めております。優先株式は、資本増強に際しての既存株主への影響を考慮したため、議決権の有無に差異があり、議決権はありません。また、1単元の株式数は1株であります。

(注)2の全文削除及び3、4、5の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成25年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成25年11月29日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	55,000,000	19,635,000,000	10,857,000,000
計(総発行株式)	55,000,000	19,635,000,000	10,857,000,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成25年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(420円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は23,100,000,000円となります。
- 6 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成25年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成25年11月29日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(340円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	55,000,000	18,700,000,000	10,598,500,000
計(総発行株式)	55,000,000	18,700,000,000	10,598,500,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成25年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5 仮条件(400円～420円)の平均価格(410円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は22,550,000,000円となります。
- 6 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成25年12月11日(水) 至 平成25年12月16日(月)	未定 (注) 4	平成25年12月18日(水)

(注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成25年11月29日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年12月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年11月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年12月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成25年11月14日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成25年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、平成25年12月19日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込み在先立ち、平成25年12月3日から平成25年12月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	340	未定 (注) 3	100	自 平成25年12月11日(水) 至 平成25年12月16日(月)	未定 (注) 4	平成25年12月18日(水)

(注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、400円以上420円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成25年12月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

栃木県における預金・貸出金のシェアが高いこと。

健全な経営姿勢とリスク管理への評価が高いこと。

成長性に懸念があること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は400円から420円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(340円)及び平成25年12月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成25年11月14日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成25年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成25年12月19日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 申込みの先立ち、平成25年12月3日から平成25年12月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が会社法上の払込金額(340円)を下回る場合は本募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成25年12月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号		
計		55,000,000	

(注) 1 当社の主幹事会社である野村證券株式会社は、他の引受幹事会社より引受額、手数料及び報酬等が少なくない主幹事会社（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第147条第3号）にあたります。そのため、当社及び野村證券株式会社は、資本及び人的関係において独立性を有し、発行価格等の決定に関する引受会員（金商業等府令第153条第1項第4号二に規定する要件の全てを満たす金融商品取引業者。以下「独立引受幹事会社」という。）を定めております。詳細は以下のとおりであります。

(1)	当社と主幹事会社との関係の具体的な内容	当社は、野村ホールディングス株式会社の100%子会社である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社の関連会社であります。また、当社の主幹事会社である野村證券株式会社は、野村ホールディングス株式会社の子法人等に当たり、当社の親法人等となります。そのため、本募集にかかる株式は、親法人等又は子法人等が関与する行為の制限（金商業等府令第153条第1項第4号二）となる株券等に該当します。
(2)	独立引受幹事会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
(3)	主幹事会社が発行価格の決定に当たり当社から影響を受けないようにするための具体的な措置の内容	具体的な措置の内容は以下のとおりです。 ・当社及び独立引受幹事会社との間において引受審査の手続きに係る契約を締結すること ・独立引受幹事会社に主幹事会社が行った引受審査の結果の妥当性について確認を行わせること ・独立引受幹事会社を発行価格等の決定に関与させ、主幹事会社が行った発行価格等の妥当性についても確認を行わせること ・発行価格等の決定は、金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングによること ・当社の発表資料等において、当社の親法人等又は子法人等を主幹事会社とした旨等を公表すること （日本証券業協会「有価証券の引受け等に関する規則」第9条第2項）
(4)	発行価格の決定方法の具体的な内容	ブックビルディング方式によって決定いたします。詳細は「3 募集の条件」の(注)1をご参照下さい。

2 平成25年11月29日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

3 上記引受人と発行価格決定日(平成25年12月10日)に元引受契約を締結する予定であります。

4 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引会社に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	33,000,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成25年12月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	8,250,000	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,750,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,750,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,650,000	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,100,000	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	1,100,000	
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	1,100,000	
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6号	1,100,000	
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	1,100,000	
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	1,100,000	
計		55,000,000	

- (注) 1 当社の主幹事会社である野村證券株式会社は、他の引受幹事会社より引受額、手数料及び報酬等が少ない主幹事会社(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第147条第3号)にあたります。そのため、当社及び野村證券株式会社は、資本及び人的関係において独立性を有し、発行価格等の決定に關与する引受会員(金商業等府令第153条第1項第4号二に規定する要件の全てを満たす金融商品取引業者。以下「独立引受幹事会社」という。)を定めております。詳細は以下のとおりであります。

(1)	当社と主幹事会社との関係の具体的な内容	当社は、野村ホールディングス株式会社の100%子会社である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社の関連会社であります。また、当社の主幹事会社である野村證券株式会社は、野村ホールディングス株式会社の子法人等に当たり、当社の親法人等となります。そのため、本募集にかかる株式は、親法人等又は子法人等が關与する行為の制限(金商業等府令第153条第1項第4号二)となる株券等に該当します。
(2)	独立引受幹事会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
(3)	主幹事会社が発行価格の決定に当たり当社から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容	<p>具体的な措置の内容は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社及び独立引受幹事会社との間において引受審査の手續きに係る契約を締結すること ・独立引受幹事会社に主幹事会社が行った引受審査の結果の妥当性について確認を行わせること ・独立引受幹事会社を発行価格等の決定に關与させ、主幹事会社が行った発行価格等の妥当性についても確認を行わせること ・発行価格等の決定は、金融商品取引所の規則に定めるブックビルディングによること ・当社の発表資料等において、当社の親法人等又は子法人等を主幹事会社とした旨等を公表すること (日本証券業協会「有価証券の引受け等に関する規則」第9条第2項)
(4)	発行価格の決定方法の具体的な内容	ブックビルディング方式によって決定いたします。詳細は「3 募集の条件」の(注)1をご参照下さい。

2 上記引受人と発行価格決定日(平成25年12月10日)に元引受契約を締結する予定であります。

3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引会社に販売を委託する方針であります。

(注) 2の全文削除及び3、4の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
21,714,000,000	111,000,000	21,603,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(420円)を基礎として算出した見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
21,197,000,000	111,000,000	21,086,000,000

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(400円～420円)の平均価格(410円)を基礎として算出した見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

手取概算額21,603,000千円については、「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限3,257,100千円とあわせて全額を蓄積した利益剰余金(自己資金)とともに、平成26年3月期中に、平成20年6月に発行した第1種優先株式10,000株の取得(1株につき、金2,500,000円に経過配当金相当額を加算した額)及び消却に充当する予定です。これにより、当該第1種優先株式にかかる年間配当額1,890,000千円の負担を軽減し、普通株式の配当原資の一部とします。

当社は第1種優先株式10,000株及び第2種優先株式10,000株を発行しており、各優先株式とも優先配当金、残余財産の分配、優先順位、議決権(無し)等の条件に差異はありませんが、第1種優先株式は平成25年6月に取得時期が到来しているため、第1種優先株式を取得するものです(第2種優先株式は平成26年3月以降取得可能)。

なお、具体的な充当期間までは、子銀行である株式会社足利銀行の普通預金に預入する方針であります。

(注)第1種優先株式及び第2種優先株式の詳細は後記「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」をご参照下さい。

(訂正後)

手取概算額21,086,000千円については、「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限3,179,550千円とあわせて全額を蓄積した利益剰余金(自己資金)とともに、平成26年3月期中に、平成20年6月に発行した第1種優先株式10,000株の取得(1株につき、金2,500,000円に経過配当金相当額を加算した額)及び消却に充当する予定です。これにより、当該第1種優先株式にかかる年間配当額1,890,000千円の負担を軽減し、普通株式の配当原資の一部とします。

当社は第1種優先株式10,000株及び第2種優先株式10,000株を発行しており、各優先株式とも優先配当金、残余財産の分配、優先順位、議決権(無し)等の条件に差異はありませんが、第1種優先株式は平成25年6月に取得時期が到来しているため、第1種優先株式を取得するものです(第2種優先株式は平成26年3月以降取得可能)。

なお、具体的な充当期間までは、子銀行である株式会社足利銀行の普通預金に預入する方針であります。

(注)第1種優先株式及び第2種優先株式の詳細は後記「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	8,250,000	<u>3,465,000,000</u>	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 8,250,000株
計(総売出株式)		8,250,000	<u>3,465,000,000</u>	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成25年11月14日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式8,250,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(420円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	8,250,000	<u>3,382,500,000</u>	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 8,250,000株
計(総売出株式)		8,250,000	<u>3,382,500,000</u>	

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成25年11月14日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式8,250,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(400円～420円)の平均価格(410円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年11月14日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式8,250,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 8,250,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注) 2
(4)	払込期日	平成26年1月17日（金）

(注) 1 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成25年11月29日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2 割当価格は、平成25年12月10日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成25年11月14日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式8,250,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 8,250,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき340円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注)
(4)	払込期日	平成26年1月17日（金）

(注) 割当価格は、平成25年12月10日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1の全文及び2の番号削除

(以下省略)